

この期間は多生児の場合、各々の子どもについて 30 日が加算される

職業を持つ女性や出産間近の女性が臨床的危険の状態の場合、出産前に補助の休暇の権利があり、これは医師の処方により危険を避けるのに要する期間である。この休暇が 120 日間加算される：
流産の場合、医師の処方に従い 14 日から 30 日間

母親への手当の支給額：

最低賃金の 50%未満ではない当該給与の 100%

②父親への手当

以下のように付与される

- ・ 出生翌月の平日 5 日間の休暇
- ・ 次に示すような出産後の母親の場合の権利と同様の期間：
 - 母親の肉体的精神的に不適、且つ維持困難
 - 母親が死亡（少なくとも 14 日間）
 - 両親の共同意思（母親が強制的に 6 週間の産休を得ることができる）

父親への手当の支給額：

最低賃金の 50%未満でない当該給与の 100%

③出産に関わる両親の休暇の手当

権利を有する期間：

母親または父親への産休に直接引き続き
最初の 15 日間の両親の産休で、母親または父親への産休に直接引き続き父親が享受する

出産に関わる両親への手当の支給額：

当該給与の 100%

④養父母への手当

受益特別条件：

以下の養子の場合、その未成年の養子を保護することにより、労働に支障をきたす状況において、付与される

- ・ 養子が 15 歳未満
- ・ 養子にする責務が 60 日未満

権利を有する期間：

未成年に関する司法及び行政の信任に基づき直ちに 100 日間

養父母への手当の支給額：

最低賃金の 50%未満でない当該給与の 100%

⑤未成年または障害を持つ子孫の病気の場合の手当

受益特別条件：

以下の実子、養子、義子が病気や事故などにより緊急で不可欠な医療扶助を受けるために、労働に支障をきたす場合に付与される

- ・ 10 未満または障害児の場合年齢制限なし
- ・ 受益者と共に居住し、当該家族員に統合されている場合、

権利を有する期間：

各子孫当り、暦年当り 30 日間

未成年または障害を持つ子孫の病気の場合の手当支給額：

当該受益者の給与の 65%

⑥強度障害及び慢性病の場合の手当

受益特別条件：

以下の強度障害や慢性の病気の子どもや養子の援助のために付与される

- ・ 12 歳以下
- ・ 受益者と共に居住し、当該家族員に統合されている場合

権利を有する期間：

6 ヶ月間で 4 年までを限度に延長可、12 歳までの間

強度障害及び慢性病の場合の手当の支給額：

当該給与の 65%、最低賃金の額に達しない

⑦特殊な危険を伴う場合の手当

妊娠中、出産直後、授乳期の受益者の健康と安全の保護を目的とし、労働過程または労働条件において遭遇する、或いは夜間労働を行う事によって生ずる特殊な危険に対し、雇用主によるその危険回避が不可能であると証明された場合付与される

権利を有する期間：

危険との遭遇を避ける必要な期間

特殊な危険を伴う場合の手当の支給額

当該受益者の給与の 65%

⑧祖父母が特別に不自由な場合の手当

受益特別条件：

16歳以下の未成年者の子どもである孫が生まれた場合

権利を有する期間：

30日間

祖父母が特別に不自由な場合の手当の支給額：

当該給与の100%

5-(2)-(3) 保育サービス

ポルトガルの教育システムにおいて、保育及び幼児教育は、就学前教育（Pré-Escolar）と名づけられ、これは、公的教育網と民間教育網との両方で補完されて構成されている。公的教育網には、中央行政、地方自治領及び地方自治体に直接依存して機能する就学前教育設備が統合されている。民間教育網には、社会連帯民間機関（Instituições Particulares de Solidariedade Social）及び非営利目的機関における民間及び協同組合教育の活動領域で機能する就学前教育設備が含まれる。

公的教育網における幼稚園の施設は、3~5歳の子どもを受け入れ、その大多数が教育第1cicloに含まれて機能し、教育活動並びに必要な家族支援活動の進展に応じた適切なフレックスタイム制を保障する。教育費は、すべての子どもに無償である。家族支援費用（食事及び教育活動）は、家族所得に応ずる両親の負担、及び、教育地域局（Direcções Regionais de Educação）、社会保障地域センター（Centros Regionais de Segurança Social）及び市会（Câmaras Municipais）間での協定に基づく市（Municipais）によって負担される。

同じく、就学前教育としては、社会連帯民間機関（Instituições Particulares de Solidariedade Social）、慈善施設（Misericórdias）または相互扶助施設（Mutualidades）に基づく教育施設が正規の教育活動を進めている。これらの施設は、3~5歳の子どもを受け入れ、その大多数が他の施設（託児所、フリータイム活動、高齢者のためのデイセンター）に組み込まれて機能し、教育活動並びに必要な家族支援活動の進展に応じた適切なフレックスタイム制を保障する。教育費は、1998~1999学年度に関しては、5歳の子どもに対して無償であり、2000~2001学年度に向けては4歳及び3歳の子どもに対してこれが拡大される見込みである。家族支援費としては、家族の必要に応じた機能として食糧サービス、社会教育活動費が含まれるが、その資金運営は国家、制度、及び家族の連帯責任に課される。

また、私的教育施設として民間教育及び協同組合教育の幼稚園（Jardins de Infância do Ensino Particular e Cooperativo）と名づけられる個人または私的組合によって創設された機関も、同じく正規の教育活動を進めている。ここでは、3~5歳の子どもを受け入れ、多くの場合、他の教育水準の学校に組み込まれている。家族の必要性及び機関の機構に配慮した時間を保障し、更に、民間機関は、教育自治制度において機能することができる。

就学前教育の児童数に関しては、「表 53」にみられる通り、96/97 学年度の 57.5%から 99/00 学年度の 71.2%へと増加をみせている。この伸びは、特に公立の幼稚園において顕著であり、この要因としては、「表 56」の就学前教育開発拡大計画にみられるように、延長及び給食サービスの充実化の動きに負うところが大きい。

(表 53) 「就学前教育における子ども数の推移」 (単位：人)

| 就学前教育—子ども数の推移 | | | | |
|---------------|---------|---------|---------|---------|
| | 1996/97 | 1997/98 | 1998/99 | 1999/00 |
| 登録児童 | 187,539 | 201,374 | 208,139 | 219,042 |
| 公立 | 86,507 | 92,374 | 95,625 | 106,867 |
| 私立 | 101,032 | 109,000 | 112,514 | 112,175 |
| 就学前教育率 | 57.5 | 64.2 | 66.4 | 71.2 |

出典) DAPP/ Ministério da Educação, 2000

(表 54) 「就学前教育網—学年度 1999/2000」 (単位：人)

| 3~5 歳人口 | 幼稚園通園児童数 | | | |
|---------|--------------|----------------|------------------|---------|
| | Rede Pública | Rede Solidária | Rede Particulare | 合計 |
| 307,780 | 106,867 | 72,757 | 39,418 | 219,042 |

出典) DAPP/ Ministério da Educação, 2000

(表 55) 「社会連帯民間機関に対する資金援助」 (単位：エスクート)

| | 1999/2000 | 2000/2001 |
|-----|------------|------------|
| 教育費 | 15,935\$00 | 18,690\$00 |
| 社会費 | 9,514\$00 | 10,435\$00 |

出典) DAPP/ Ministério da Educação, 2000

(表 56) 「就学前教育の拡大・発展プログラム—1999/2000 学年度」

| 地域 | アウトルキー | 協定アウトルキー | 処遇児童数 | | | 署名された 開発契約数 | 統令第173/95号 の範囲において 機能している教 室数 |
|------------------------|--------|----------|-------|--------|-------|----------------|--|
| | | | 延長と給食 | 給食 | 延長 | | |
| Norte | 86 | 83 | 9,680 | 10,234 | 1,449 | 資料送付保留 | 資料送付保留 |
| Cento | 75 | 71 | 8,495 | 4,528 | 1,047 | 資料送付保留 | 資料送付保留 |
| Lisboa e V. do Tejo | 54 | 53 d) | 1,886 | 3,956 | 854 | 257 c) | 50 |
| Alentejo | 46 | 39 | 548 | 896 | 141 | 11 | 7 |
| Algarve | 16 b) | 15 | 1,228 | 690 | 258 | 21 | 19 |

注) a) 更に 4 アウトルキーが協定の議定書署名の段階にある。

b) うち 1 アウトルキーは、教育省の公的教育網における幼稚園を有していない。

c) 98/99 学年度数値

d) 補助人員の契約活動における協定に署名したアウトルキーも存在する。

出典) Departamento da Educação Básica-Ministerio da Educação, 2000

(表 57) 「社会教育費の補助を受けている児童数」

| 学年度 97/98 | | | 学年度 98/99 | | | 学年度 99/00 | | |
|-----------|---------|--------|-----------|---------|--------|-----------|---------|--------|
| 延長+給食 | 給食 | 延長 | 延長+給食 | 給食 | 延長 | 延長+給食 | 給食 | 延長 |
| 9, 124 | 13, 943 | 3, 886 | 16, 632 | 19, 804 | 4, 461 | 21, 837 | 20, 304 | 3, 749 |

出典) DAPP/ Ministério da Educação, 2000

(表 58) 「幼稚園数及び教員定数 *—1999/2000」

| 教員定数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | |
|--|------------------|-----------|---------|--------|------|------|------|------|------|------------------|------------------|
| D. R. E | | | | | | | | | | | |
| D. R. NORTE | | | | | | | | | | | |
| BRAGA | 332 | 83 | 10 | 1 | | 1 | | 1 | | 428 | 546 |
| BRAGANÇA (GUARDA) 1 Conc.** | 130 13 | 15 1 | 2 | | 1 | | | | | 148 14 | 171 15 |
| PORTO (AVEIRO) 7 Conc. (VISEU) 1 Conc. | 337 168 20 | 134 33 | 20 7 | 5 | | 1 | | | 1 | 496 210 20 | 685 270 20 |
| VIANA DO CASTELO | 102 | 19 | 3 | 1 | | 1 | | | | 126 | 159 |
| VILA REAL (VISEU) 9 Conc. | 154 116 | 12 16 | 3 2 | 2 1 | 2 | | | | | 172 135 | 200 158 |
| TOTAL | 1, 372 | 313 | 47 | 10 | 2 | 3 | | 1 | 1 | 1, 749 | 2, 224 |
| D. R. CENTRO | | | | | | | | | | | |
| AVEIRO | 169 | 40 | 3 | 2 | | | | | | 214 | 266 |
| CASTELO BRANCO (SANTARÉM) 1 Conc. | 116 10 | 16 | 2 1 | 2 | | | | | | 136 11 | 162 13 |
| COIMBRA | 164 | 36 | 3 | 1 | | | | | | 204 | 249 |
| GUARDA | 172 | 14 | 7 | 1 | | | | | | 194 | 225 |
| LEIRIA | 111 | 48 | 2 | 2 | | 1 | | | | 164 | 227 |
| VISEU | 252 | 30 | 3 | 2 | | | | | | 287 | 329 |
| TOTAL | 994 | 184 | 21 | 10 | | 1 | | | | 1, 210 | 1, 471 |
| D. R. LISBOA | | | | | | | | | | | |
| LISBOA (LEIRIA) 6 Conc. | 210 78 | 74 12 | 26 3 | 9 | 1 | | 1 | | | 321 93 | 484 111 |
| SANTAREM (PORTALEGRE) 1 Conc. | 218 2 | 44 | 11 | 8 | 1 | | 1 | | 1 | 284 2 | 392 2 |
| SETUBAL | 40 | 26 | 4 | | | | | | | 70 | 104 |
| TOTAL | 548 | 156 | 44 | 17 | 2 | | 2 | | 1 | 770 | 1, 093 |
| D. R. ALENTEJO | | | | | | | | | | | |
| BEJA (SETÚBAL) 3 Conc. | 85 18 | 23 4 | 5 1 | 1 | | 1 | | | | 113 25 | 146 39 |
| ÉVORA (SETUBAL) 1 Conc. | 60 | 12 2 | 4 | 1 1 | | | | | | 77 3 | 100 8 |
| PORTALEGRE | 51 | 11 | 1 | 1 | 1 | 2 | | | | 67 | 97 |
| TOTAL | 214 | 52 | 11 | 4 | 1 | 3 | | | | 285 | 390 |
| D. R. ALEGRE | | | | | | | | | | | |
| FARO | 41 | 25 | 13 | 4 | | 1 | | | | 84 | 152 |
| TOTAL | 41 | 25 | 13 | 4 | | 1 | | | | 84 | 152 |
| 幼稚園 | 3, 169 | 730 | 136 | 45 | 5 | 8 | 2 | 1 | 2 | 4, 098 | |
| (%) | 77.33 | 17.81 | 3.32 | 1.10 | 0.12 | 0.20 | 0.05 | 0.02 | 0.05 | 100 | |
| 教員定数 | 3, 269 | 1, 460 | 408 | 180 | 25 | 48 | 14 | 8 | 18 | | |
| (%) | 59.46 | 27.46 | 7.63 | 3.38 | 0.47 | 0.90 | 0.26 | 0.16 | 0.35 | | 5, 330 |

注) (*) Jardins de Infância 及び Lugares Criados (**) Conc: コンセーリョ (行政町単位)

出典) NEP-DEB/ Ministério da Educação, 2000.

一方、「表 53」にみられるように、児童に対応する教員数の割合に関しては、教員 1 人の幼稚園が全体の 77.33%を占めている。そこでは全教員の 59.46%が 1 人の幼稚園に勤務していることになる。また、幼稚園の分布に関しては、ポルトを中心としたノルテ地域が施設数においても、教員数においてもポルトガル全体の半数を占めている。これに対し、中部及び南部地域においては、幼稚園施設が極めて限られた低い数値を示しているに過ぎない。

前述の通り、子どもの保育に関しては、公共及び民間の両機関の補完によって、制度的に対応されているが、実際の保育所の利用状況に関しては、2000 年 11 月に行った聴き取り調査によれば以下の問題が指摘されていた。

1. 適切な幼稚園を探すことが非常に困難である。その理由は公立の保育施設が地域的に限られて分布している。
2. 子どもと教員 (Educador) の対応につき、子どもの細かなサービスに関しては十分に保護者から満足のいく対応がなされていないという指摘がある。そのため、保護者は民間の *Instituições Particulares de Solidariedade Social* に子どもを預けることを選択する場が多いが、費用が高額である。
3. 民間の保育所で 5 歳の子どもの 1 人と 1 歳の子どもの 2 人に、1 人につき、約 40,000 エスクートの保育料を支払っている例がある。母親の給与のすべてが保育に費やされているといった不満を述べる人もいる。
4. そのため、個人的な家族関係の中で、「アマ」と呼ばれる無認可保育の活用を考える家庭が多いが、医療上の問題や不慮の事態に対する対応が不十分であったり、子どもへの対応がよくない問題が生ずることもあり、この保育形態の利用を避ける中間所得水準の家庭もみられる。アマは月当り大体 25,000 エスクートの保育料だが、食事やその他の費用負担は保護者によってなされる。
5. 食費やその他の費用を一切負担しなくてもよい教会の保育所では、1 人の子どもに約 40,000 エスクートの保育料が必要とされる場合がある。
6. 子どもの数が 3 人以上というように多くなれば、民間の保育所への保育料は 1 人当りは安価になるが、最初の子どもの保育に関しては経済的負担が大きい。
7. 女性が産休を利用して企業を退職した場合、その間に雇用主は他の雇用者を代わりに雇用している例が多い。

以上のような意見が、平均的なポルトガル人家族の女性のなかから多く出されている。したがって、就労する女性が配偶者と共に子どもを保育していく環境に関しては、現在、国家がその制度的発展と改良に着手した段階にあると言える。制度的整備が、雇用慣行、または男女差別の問題など歴史的に蓄積されてきた社会・文化的側面に対してどのように定着性をみせるかは、これからの総合的政策の具体化との関わりを捉えてみていく必要がある。即ち、経済発展を推し進める政策と社会開発の均衡を今後如何にとるか、といった課題をポルトガルは抱えている段階にあると言えよう。

6. 子どもの権利保障に関する取り組み

6 - (1) 政府の取り組みの歩み

ポルトガルは、1990年9月の国連児童権利会議（the United Nations Convention on the Rights of the Child）を最初に批准した国の一つである。1997年9月20日に行われた憲法改正により、孤児、遺棄された子ども、及びホームレスの子どもに対する保護を保障する国の義務が記され、子どもの保護を受ける権利が強化された。

1996年1月「平等及び家族に関する高等コミッショナー」事務局が設立され、また1996年12月、国連会議の適正な実行を目的とする国家委員会設置された。この組織は、児童政策に直接責任を負う政府部門の代表及び、非政府組織の代表で構成され、「平等及び家族に関する高等コミッショナー」に対して責任をもち、政府によって取られた施策を監督することを職務とする。同時に国連児童権利会議の観点に基づき着手された法的及び行政的施策を継続的に支援するための特別付託事項を有している。同コミッショナーは、国家規模での大規模なキャンペーンを行い、1997年の始めにポルトガルのすべての教育機関にテキストを配布し、国連会議での子どもと青少年の権利保障に関する取り組みを奨励した。

子どもの権利保障の問題に関しては、貧困対策国家プログラム及び最低所得保障を重要な関連施策とした。後者の計画は社会的排斥に対するキャンペーンのための施策を含んでいる。最低所得保障は二つの要素、すなわち社会給付部門及び社会復帰プログラム—貧窮の家族あるいは排斥された家族が徐々に自立できるようにする—を含み、1996年6月に試験的プログラムが導入され1997年7月には全国的に拡張された。

保健省は、幼児ならびに他の年齢層の死亡率減少を目的とするプログラムを推進開発中であるが、過去5年にわたり、ポルトガルにおける1～4歳及び5～9歳の子どもの死亡率は減少しているが、他のヨーロッパ諸国に比較すると依然として高い。エイズもまた重大な健康上の問題と捉えている。

教育の分野では、近年就学前教育の開発プログラム、青少年の市民生活への参加プログラムの開発及び推進に向けた施策に取り組むようになり、青少年の権利を法的に明確に規定する方針を打ち出した。

さらに、困難な状況にある子どもへの対策も以下のように主要課題として政府によって認識された。

（フォスタリング）—Article 5 of Legislative Decree No. 190/92 of 3 September 1992により、12歳あるいはそれ以下の子どもは、その精神的発達度が許すならば、この問題に関して意見を聞かれなければならないと規定されている。フォスタリングの全過程において、すなわち開始時と、フォスターファミリーと過ごす期間中、彼らが家族を変えるか、あるいは彼らの本当の家族のもとへ戻るかについて、子どもは意見を求められなければならない。

（養子）—最新の法律（Legislative Decree No. 120/98 of 8 May 1998）は、12歳あるいはそれ以上の未成年者は彼らの同意なしに養子にすることはできないと規定している。このDecree公布以前においても、14歳未満の子どもは彼らの精神的発達度が許すならたいい意見を求められていた。

（ホーム）—Legislative Decree No. 2/86 of 2 January 1986は、子どもの意見を求めることに関して規定を設けていない。しかし1997年に社会安全サービスにより承認された規定は、12歳あるいはそれ以下の子どもはホームへの入所に関して、彼らの精神的発達度がそれを許すならば意見を求められなければならないと定めている。また彼らはホームに滞在中定期的に、移転するかあるいは彼らの本当の家族のもとへ戻るかを尋ねられる必要がある。

6 - (2)子ども及び家族政策

the European Observatory of Family Policies のレポートが指摘するように、ポルトガルは強い家族イデオロギーをもつ国と言える。ポルトガルの家族は常に、家族のメンバー個人に対して基本的な世話をし、問題が生じれば家族が個人を支援するものとして受け入れられてきた。そしてこのことが、ポルトガルにおける社会政策のあいまいさを正当化してきたともされる。これまで家族問題に責任をもつ唯一の機関であった **Directorate General for the Family** の廃止に伴い、「平等及び家族に関する高等コミッショナー」事務局が義務を引き継いだ。

まず第一に現在の施策を評価し必要な改革を行うため「国家家族審議会」が設立された。これは高等コミッショナーに対する諮問機関であり、新しい家族支援構造に意見を述べることを委任されている。また低所得家族に対する税政策の開発に関しても支援を行った。

① 家族及び子どもに対して高い生活水準を保障する

最も恵まれない層の子どもに対する主要な社会的施策は、「最低所得保障」及び「貧困対策国家プログラム」である。後者は非差別の原則を支持し、失業者、特に無職の女性を対象としている。

最低所得保障は社会的排斥に対する施策であり、国、民間の社会組織、地方当局、及び公共全般を含む。社会給付及び、家族が徐々に独立して生活できることを目標とする社会的統合プログラムの二つの部門に分かれている。

女性はその子どもが健康に育つことができるのであれば(人間の発達の必要条件)、彼女らの知識、技能及び関心を発達させることが許されるべきであるという認識に基づき、ポルトガルは職業訓練、非識字者を無くすこと、地方の仕事及びその他の伝統産業への援助を目的とするプログラムを開始した。それは農業部門の近代化や小農場及び漁業の再建も含み、千以上の新しい仕事を創出しようとしている。1996年6月に試験的パイロットプログラムが開始され、1997年7月に全国的に拡張された。

② 親と子どもが十分な時間をともに過ごせるようにする

親と子どもとともに過ごす十分な時間を与えるということは、社会全体の問題である。20世紀後半のライフスタイルにより、家族全員が仕事をもつ、あるいは家から遠く離れて勉学する傾向にあるため、家族が会う時間は減少の傾向にある。しかしながら最近の憲法改正により、労働者はその職業的活動と家庭生活の調和を認められなければならないという原則が明記された(**Article 59 para. 1B**)。さらに、家族が家事を分担することにより親が子どもと過ごす時間を増やすという考えに基づき、市民の関心を呼び起こすキャンペーンが行われている。

子どもがその両親が誰であるかを知る権利、そして両親によって育てられる権利を保障する社会政策手段が採択された。ポルトガル共和国憲法は、親がその基本的責任を疎かにした場合に限り子どもはその親から離され得ると規定し、どの場合でも裁判所の決定が必要となる。実の家族に代わる一時的な方法(例えばフォスターリング)においても、子どもが実の家族とのつながりを維持する権利が保障されている。この権利はフォスターファミリー、ホーム及び他の居住施設に関する法規定に定められている。

虐待のケースに関する病院の報告によれば、非常に深刻な場合を除き、虐待を受けた子どもを家族から離すと子どもが親に対して罪悪感や反感を持ち、さらに残された他の子どもに危険が及ぶ。家族の営みが適切に行われるよう援助するには組織的支援が必要であり、その観点に立ち、家族及び子ども支援プロジェクト“**PAFAC**”が設立された。その目的は以下の通りである。

- a) 病院と必要な連絡をとり、また電話による新しいホットラインを引くことにより、子どもの虐待を発見する。
- b) 虐待を引き起こす家族の機能不全を診断し、適切な当局、即ち「国立審議会事務局」、「福祉

- 委員会」及び裁判所に報告する。
- c) 子どもの危険な状況を取り除くために必要なあらゆる方法を採用する。

同様の目的で Directorate General for Social Action は、1995～1996 年に「地域社会保障センター」、リスボンの Santa Casa da Misericórdia 施設、Casa Pia 施設 より報告された困難な状況にある子どものケースすべてに検討を加えた。

③ 親が親としての役割を果たすための支援

憲法第 68 条は「彼らの子どもにかかわるかけがえのない行動を実行するに当り、特に子どもの教育に関して、父親及び母親は社会及び国から保護を受ける権利を有する」と規定している。また Article 67 para. 2 は「国は家族を保護する義務を有する。特に彼らの子どもの教育においては親と協力し...」と規定している。

民法は「子どものために、彼らの安全及び健康を確保する、彼らの世話をする、彼らの教育の手引きをする、誕生以前から彼らの代弁者となる、そして彼らの財産を管理することが義務として親にかかってくる」と定めている。

前述の家族及び子ども支援プロジェクト“PAFAC”は、家庭内虐待の問題が専門家の深い分析を必要とする複雑な分野であり、機能を果たせない家族に対する援助法は組織的支援しかないことを考慮に入れた上で、この問題に応えるものであった。このプロジェクトは「平等及び家族に関する高等コミッショナー」の監督のもと、家族及び子どものための治療を支援している。

④ 家族のいない子どもに対する支援

ポルトガル共和国憲法第 69 条は子どもの保護を保証している。第 4 次憲法改正によりこの条項は実質的に修正された。特別保護の権利が正常な家族環境を奪われたすべての子どもに拡張され、国はそのような保護を要求されるようになった(この改正以前の憲法は、孤児及び遺棄された子どもが特別保護の権利を有することを規定しただけであった)。

この最近の改正(1997年9月20日付官報 *Diário da República* の中で公布された憲法)は、危険な状況にある子どもに関する法規定に対してすでに大きな影響及ぼしていたが、1997年11月3日付 *Diário da República* において公布された通り、Council of Ministers Resolution No. 193/97 において言及され、「危険な状況にある児童及び若年者の保護のための国家委員会」を設立した。同委員会はこの分野で活動している公共及び民間組織の代表で構成され、以下のような職権をもつ。

- a) 法改正の起草を助ける。
- b) the Co-operation Covenant for Social Solidarity のもとに、「若年者福祉委員会」、関係省庁、民間社会安全機関及び他の民間組織による同意の実行を促進する。
- c) 子ども及び青少年に責任をもつ学際的チームの設立を促し、同種のチームに特別訓練を提供する。
- d) 既設の問題に取り組む必要のある地域において、緊急時受け入れセンターの導入を促進する。
- e) 欠点、必要な施策及び社会の反応を診断し、評価するための監査を要求し、調整する。
- f) 危険な状況にある子ども及び青少年に関する分野において、すべての公共及び民間組織、機構及びプログラムの行動を調整する。
- g) 「若年者福祉委員会」に従い、支援する。

一時的な家族の代理として次のような手段がある。

- ・ フォスタリング：子ども及び青少年の実際の家族が社会的、教育的機能を果たせない場合に、このサービスに適する家族のもとに一時的に宿泊させる。
- ・ 子ども及び青少年のためのホーム：家庭生活にできるだけ近い生活を提供し、彼らの全般的な発達を促すという観点に基づいた、子ども及び青少年のための社会的宿泊設備である。
- ・ レセプションセンター：子ども及び青少年に対する、緊急一時宿泊のための社会的設備である。

⑤ 家族政策と他の政策との統合

「児童の権利に関する国家委員会」が子どもの問題に関する法的及びその他の施策の実行を組織的に監視するという観点から設立された。同じく、法務省（**Ministério da Justiça**）大臣及び社会統合・社会保障省（**Ministério da Solidariedade e Segurança Social**）大臣による共同決定により、各省庁あるいは省庁間の子どものための全プログラムを照らし合わせる観点からワーキンググループが設立された。そして青少年の市民生活への参加を増進し、青少年政策の決定に彼らに従事させている。第13次政府、特に the State Secretariat for Youthはこの行動を優先させた。

一方様々なプログラムを統合する有効なメカニズムをもった機構がないため、以下の主要な国家規模のプログラムが優先的に選択された。

- ・ 「子ども」プログラム。
- ・ 「すべてのための教育」プログラム：教育省（**Ministério da Educação**）により統合された省庁間プログラムであり、多くのイニシアチブをもって学業成績不振及び退学への対処を主要な目的とする。
- ・ 「児童労働に関する国家キャンペーン」：子どもの労働に関する国家調査の統合を行っている新しい試み。
- ・ 「女性及び子どもの健康に関する国家委員会」：子ども及び青少年の健康の分野において、優先的ニーズを決定する上で主要な役割を果たす。
- ・ 「学校保安」プログラム：学校を守る上での保安隊を伴い、生徒の安全並びに学校の警備の保障を目的とする。そして子どもを性的搾取および暴力、誘拐から守り、青少年の薬物使用を防ぐ。

6 - (3)ポルトガル社会における子どもの地位と施策

1997年に閣僚審議会は、第13次政府の最優先事項の一つとして、家族の奨励と危険な状況にある子ども及び青少年の保護を宣言した決議案を承認した。その後危険な状況にある子ども及び家族の保護の観点から、省庁間の法改正過程に着手し、同時に全国的に「若年者福祉委員会」の設置を促進し、財源を増やすことによりその行動を有効にしようと試みた。

ポルトガルは住宅の面で大きな困難に直面している。1980年代以降、経済界における大構造改革に伴い、都市の町並み整備の問題を抱えてきた。それはまた貧民街における生活条件の急落や社会問題の悪化をもたらしている。「民族マイノリティーに関する高等コミッショナー」のレポートによると、少数集団の子どもの多くは過密なスラム街で家族と同居しているため、社会的排斥に苦しんでいる。また失業及び契約を伴わない不安定な仕事（建築業の男性、アパート及びオフィスでの家事手伝いの女性）といった深刻な社会問題も存在する。それにより多くの家族が社会保障システム及び給付から除外されている現状にある。また同レポートは、そうした低収入家族のための無料デイケア設備及びレジャーセンターがないため、このような子どもの心理的、教育的発達が危険にさらされていると指摘している。学業成績不振及び退学に対する適切な支援がなされないからである。貧困と少数民族集団の子どもの対する社会的排斥が彼らを学習困難に直面させ、他の子どもと比較して最初から不利な条件を背負わせることになっている。

こうした状況に対し、政府によって成績不振や退学の問題を防ぐためのプログラムが開始された。スラム問題を解決する試みとしては、都市郊外から貧民街をなくす、特にリスボン及びオポルト市街地区の貧民街を一掃するため「新住居プログラム」が着手された。

さらに「貧困対策国家プログラム」のもとに、公共及び民間セクターが共同ネットワークを設立し、以下のような特別プログラムが導入された。

- ・ 統合プログラム：恵まれない層の社会経済的統合を促進する。社会的発展及び建設、社会的アメニティの改造を支援する施策から成る。
- ・ 都市プログラム：スラム問題、不十分なインフラ、貧困、失業、薬物常用、排斥など深刻な問題を抱える近隣社会の物理的、心理的環境を修復するためのコミュニティイニシアチブ。
- ・ 都市行動プログラム：リスボン及びオポルトの貧民街や荒廃した地域における都市復元をめざす。

幼児死亡率即ち1歳未満の子どもの死亡率は、ポルトガルにおいて記録が開始されて以来減少し続けている。その他の子ども及び青少年の死亡率と出産による死亡率についても同様である。学校保健は厚生省(Ministério da Saúde)の責任下にあるが、教育省(Ministério da Educação)は現在「健康促進教育プログラム」を実施している。これは初等及び中等学童に対して健康を促進し、保健教育を提供するための全国規模のキャンペーンであり、薬物及びエイズ防止、国の他の部門及びこの分野のボランティア団体との統合行動を含む。

ポルトガルにおいては、ティーンエイジャーの間で慢性疾患が増加している。この層が直面している健康上の主要な問題は不慮の心的外傷及び傷害であり、それが青少年の死亡原因の過半数を占めている。また有害な物質の摂取など、リスクの大きい生活スタイル志向がもたらす病状も増加しており、これに対する新しい対応のアプローチが必要となっている。しかしながら保健サービス、特に病院は青少年の収容に対してまだ十分な準備がなされておらず、青少年の健康を守るための実用的プログラムが開発段階にある。

1~4歳及び5~9歳の死亡率は、「西側世界」に比較してまだ高い。これは不慮の心的外傷及び傷害によるものであり、これらの子どもの死亡原因の過半数を占めている。第二番目に多い原因は先天的異常であり、第三番目は腫瘍である。しかし生活状況の改善によって幼児の死亡率は減少している。社会連帯・社会保障省(Ministério da Solidariedade e Segurança Social)は、特別教育費や治療費に対すると同様に、育児負担軽減のための手当に対する法的手段に着手した。家族給付金額はインフレに応じて一度修正された。家族手当、母親手当、出産手当、子ども及びティーンエイジャーのための家族手当、特別教育手当、そして月毎の生涯手当がある。

教育システムに関する基本法は、基本的自由とともに、一般的な人権及び特に子どもの権利について規定している。1997~1998学年度に政府は「就学前教育開発プログラム」に着手した。これは子どもに独立した行動を取ったり、コミュニティに融け込めるよう社会化する機会を与えることにより、家族の育児を支援するためのものである。さらに子どもの将来における学問的達成の準備を目的としており、学校を多面的な学びの場として提供している。教育相及び社会連帯・社会保障省は、就学前教育ネットワークを、子どもの教育及び必要な教育サービスの教育学的質の向上、社会教育的活動の組織化による家族支援、財政的援助をするなどへ拡張するために必要な制度的統合を規定している。

「学校社会行動計画」は公認の初等及び中等教育の生徒を含み、学校輸送(自治体の責任)、プレスクール及び初等教育の低学年に対する毎日の牛乳配達、学校食堂の食事、生徒のための宿泊設備、学校保険について規定している。低所得家族の学童に対して同学校社会行動計画は、教科書及び学校の備品の購入、食事、輸送、宿泊設備の基金を出す。さらに教育システムに関する基

本法第 17 条により、身体及び精神的損傷のため特別な教育を必要とする個人のリハビリテーション及び社会教育を目的とする特別教育などがある。

6 - (4)子どもの権利保障政策における課題

以上のように、政府は近年子どもに対する特別保護などの政策を積極的に推進している。特に最低所得保障は、就学前教育プログラムを拡張する上で重要な施策として位置づけられ、子どもに対する施策を包括的かつ統合的な視点から導くものであろう。一方、家族問題に関して言えば、直面している課題の一つは仕事と家庭生活の調和である。そこでは親が子どもと過ごす時間を増やすための施策などが緊急に必要とされ、様々な行動計画に組み込まれなければならない。しかしながら、前節で指摘した通り、ポルトガルにおいては、EU 主要国をモデルとした様々な制度的整備が緒についた段階である。家族、地域社会、学校教育などに関する総合的な社会政策がどのように有機的に具体化して社会に定着するかは今後の課題であると言え、社会保障制度全体の歩みと文化的コンテクストとの関わりのなかで継続的に捉えていかなければならない。

(調査資料・文献)

1)人口動向・家族資料

(資料)

Estimativas de População Residente 1998

Instituto Nacional de Estatística

Série Estimativas Provisórias Nº 28

Estimativas de População Residente 1998

Instituto Nacional de Estatística

Série Estimativas Provisórias Nº 29

Estatísticas Demográficas 1998

Instituto Nacional de Estatística

Destaque do INE 2001

Instituto Nacional de Estatística

Destaque:Informação à Comunicação Social – 28 de Novembro de 2001

Instituto Nacional de Estatística

(文献)

Mário Leston Bandeira, *Demografia e Modernidade: Família e Transição Demográfica em Portugal*, Imprensa Nacional Casa da Moeda ,1996.

Evelyne Sullerot, *A Família: Da Crise à Necessidade*, Instituto Piaget,1997

2)社会保障関連

(資料)

Estatística da Saúde 1998

Instituto Nacional de Estatística

Indicadores Sociais 1998

Instituto Nacional de Estatística

Proteção da Maternidade e de Paternidade – Legislação

Comissão para a Igualdade no Trabalho e no Emprego

2000

(文献)

Ilídio das Neves, *Direito da Segurança Social:Princípios Fundamentais numa Análize Prospectiva*, Coimbra Editora,1996.

Apelles Conceição, *Dicionário de Segurança Social*, Rei dos Livros, 1999.

3) 保育システム・教育関連

(資料)

Early Childhood Education in Portugal

Ministério da Educação

Dept. da Educação Básica

1998

Educação Pré-Escolar – Legislação

Ministério da Educação

Dept. da Educação Básica / Núcleo de Educação Pré-Escolar

1997

Educação Pré-Escolar – Qualidade e Projecto na Educação Pré-Escolar

Ministério da Educação

Dept. da Educação Básica / Núcleo de Educação Pré-Escolar

1997

Abusos Sexuais em Crianças e Adolescentes

Associação para o Planeamento da Família

Contributo do 1º Seminário Nacional

1997

Quem abrir um Jardim de Infância?

Ministério da Educação

Dept. da Educação Pré-Escolar

2000

(文献)

Maria João Cardona, *Para a História da Educação de Infância em : O Discurso Oficial (1834-1990)*, Porto Editora, 1996.

Maria das Dores Guerreiro, *Mulheres na Vida Empresarial*

CIDM, 1998

4) 賃金資料

Quadros de Pessoal 1997

Ministério do Trabalho e da Solidariedade

Dept. de Estatística do Trabalho, Emprego e Formação Profissional

Emprego Estruturado – Julho 97 / Janeiro 00

Ministério do Trabalho e da Solidariedade
Dept. de Estatística do Trabalho, Emprego e Formação Profissional

Boletim Estatístico – Emprego, Formação, Trabalho – Julho e Agosto /2000
Ministério do Trabalho e da Solidariedade
Dept. de Estatística do Trabalho, Emprego e Formação Profissional

Greves – Aual/1999
Ministério do Trabalho e da Solidariedade
Dept. de Estatística do Trabalho, Emprego e Formação Profissional

Emprego, 5 setembro 2001~5 outubro 2001

(文献)

Sociedade e Trabalho –janeiro/ junho 2000
Ministério do Trabalho e da Solidariedade

5)雇用政策

(資料)

Plano Nacional de Emprego – Portugal e a Estratégia Europeia para o Emprego
Ministério do Trabalho e da Solidariedade
Dept. de Estudos, Prospeciva e Planeamento
1999

Práticas Laborais e Igualdade de Oportunidade: Banca, Têxteis, Vestário e Calçado
Ministério do Trabalho e da Solidariedade
1999

Igualdade de Oportunidade e Negociação na Europa: Análise do Processo de Negociação
Ministério do Trabalho e da Solidariedade

A licença de Paternidade: Um Direito Novo para a Promoção da Igualdade
Ministério do Trabalho e da Solidariedade
1999

(文献)

Manuel Villaverde Cabral, Jorge Vala e João Freire, *Trabalho e Cidadania (Atitudes Sociais dos Portugueses 1)* , Imprensa de Ciências Sociais,2000.

6)女性雇用関連

(資料)

Portugal -Status of Women 1999

Commision for Equality and Women´s Rights

Presidency or the Council of Ministers-Office of the Minister for the Equality

Portugal-Situação das Mulheres 99

Comissão para a Igualdade e para os Direitos das Mulheres

Presidência do Conselho de Ministros-Gabinete da Ministra para a Igualdade

Carta da IPPF dos Direitos Sexuais e Reprodutivos

Federação Internacional de Planeamento da Família,

2000

Igualdade de Oportunidades entre Mulheres e Homens no Trabalho, no Emprego e na Formação Profissional

Comissão para a Igualdade no Trabalho e no Emprego

1999

Compreender o Trabalho das Mulheres para o Transformar

Comissão para a Igualdade no Trabalho e no Emprego

2000

7)社会分析論考 Instituto de Ciências Sociais de Univ. de Lisboa

Análise Social 108/109, 1990

Análise Social 139, 1996

Análise Social 153, 2000

Análise Social 154/155,2000

8)その他

Eurostat Yearbook 2000 CD-rom

5. コンタクトを取った関連諸機関（聴き取り及び資料提供者）

1) Instituto Nacional de Estatística (INE)関係

Dra.Glória Carrilho (Secretária)

DRLVT/SDGI/NVI

Instituto Nacional de Estatística

Dra.Maria José Carrilho

Gabinete de Estudos Área/Demográfica e Social

Dra.Graça Lopes de Magalhães

Gabinete de Estudos Área/Demográfica e Social

Dr. Humberto Rui R. Moreira
Chefe de Serviço
Dept. de Estatísticas da População

Dr. Victor Garcia
Chefe de Serviço
Dept. de Estatísticas Demográficas e Sociais

Enge. Ana Moraes
Dept. de Emprego

2) Ministério do Trabalho 關係

Dr. José Martins Pisco
Dept. de Estatística de Trabalho, Empresas e Profissional
DETEFP

3) Comissão para a Igualdade e para os Direitos das Mulheres 關係

Dra. Maria de Souza
Dra. Isabel Romao
Dra. Lurdes Ferreira

4) Comissão para a Igualdade no Trabalho e no Emprego 關係

Dra. Fátima Monteiro
CITE

5) APF 關係

Dra. Alice Frade
International Department Officer
Associação para o Planeamento da Família

6) Ministério da Educação 關係

Dra. Helena Isabel Vieira
Dra. Liliana Marques

< 社会保障制度の沿革 >

| 年度 | 社会保障の歴史的変遷 | 諸規定 | 労働・女性・子どもに関する法的規制の変遷 |
|--|---|--|---|
| 1933年 サラザール新国家体制 1933年-1933年憲法の制定 | 国家が社会的連帯、福祉、協力及び相互扶助の制度の促進と支援を担うものと規定した新国家体制憲法 | | 1933年-新憲法は法の前での市民の平等を制定したが、女性に関してはその出自と家族の財産の差異に基づき例外とされた(第5条)。 |
| 1935年-法律(Lei) 第1884号 | この法律の実効により社会福祉制度は、以下の4つのカテゴリに構成 | 第1カテゴリ: 組合機構の社会福祉制度 第2カテゴリ: 救済・福祉基金 第3カテゴリ: 相互支援団体 第4カテゴリ: 国家及び行政諸団体の公職者福祉制度 | |
| 1955年 国連加盟 | この法律は、政府に対し、社会福祉の目的と実行を国家の基礎に基づいて規則化し、組合機構に対する関与、並びに強制的福祉制度の拡大を裁可する権限に加え、保健と救済という社会政策の未着手の分野を伴う統合プランの目的と実行を統制する権限を与える | 第1カテゴリ: 社会福祉組合基金 第4カテゴリ: 公務員及び国家及び行政諸団体職員のための制度 第1及び第2カテゴリの制度は強制的登録、第3カテゴリは任意登録として定められた。 | 1962年9月19日付統令第44,579号の発効に伴って売春行為が法律で違法とされ、1963年1月より売春婦、売春仲介者は入監されることになった。 |
| 1963年-9月23日付命令 (Decreto) 第45,266号 社会福祉福祉基金一般規定 | この法令は福祉基金の構成、機能、給付体系の規定を目指したもの | | |
| 1965年-9月23日付命令第45,548号-救済・福祉基金一般規定 | この法令は、疾病・障害、老齢死亡に関わる受給者及び家族の保護に向けられた第2カテゴリに関する社会福祉制度の規則化の許可 | | |
| 1965年-9月23日付省令 (Portaria) 第21,546号-国民年金基金 | この制度は、国民の活動範囲において、疾病、老齢及び死亡時の福祉基金並びに家族手当から受給者及び家族に対する種々の給付を保障したものの | | |
| | | | 1967年-新民法の発効。夫を家長とし、婚姻生活、子どもについての意志決定権を夫が持つと定めた。 |
| | | | 1968年-12月26日付法律第2,137号により、婚姻の身分に関わらず、男女の政治的権利の平等が認められたが、地方参政権は不平等が存続。 |
| | | | 1969年-11月24日付統令第49,000-2号第116条により、「平等な労働に対する平等な給与」の原則がポルトガルの法令に導入。 10月25日付統令第49,317号により、既婚女性が夫の許可なく国境を越えられるとされた。 |
| | | | 1971年-憲法第5条で定められた「女性はその出自と家族の財産の差異に基づき例外」の表現から「家族の財産」が削除。 9月27日付統令第409/71号は工業部門における女性の夜間労働を禁じた。 |

| 年度 | 社会保障の歴史の変遷 | 諸規定 | 労働・女性・子どもに関する法的規制の変遷 |
|---------------------------------------|---|--|---|
| 1974年 社会主義革命 | 第1次暫定政府の綱領は、軍隊行動プログラム (Programa do Movimento das Forças Armadas) の原則に従う形で社会政策に関する総合的な施策の基準を提言 | 総合的な提言範囲: 社会福祉・支援システムを漸進的に社会保障統合システムによって代替する | 1973年-3月13日付省令第186/73号は、労働条件に関し、危険を伴う可能性がある活動に関する女性の雇用を禁じた。 |
| 1974年-5月15日付統令 (Decreto-Lei) 第203/74号 | | | 1974年-4月25日革命。独裁制の終焉と民主政治の始まり。3つの活動分野 (行政、外交、司法、) が女性に開放された。 |
| | | | 9月15日付統令第621-A/74号により、すべての参政権に関する男女差別が廃止された。同年初めて女性が大臣職に就いた。 |
| | | | 1975年-政教条約第24条の変更によりカトリック教会婚姻者に対する離婚が認められた (4月4日付統令第187/75号)。 |
| 1976年 新憲法公布 | 1976年にはポルトガル共和国憲法が制定され、社会保障関連については、1989年改訂で導入された新たな起草、第63条が規定。 | | 1976年-90日の産休許可が認められた (2月7日付統令第112/76号)。 |
| 1976年-ポルトガル共和国憲法の制定 | | | |
| 1977年-12月31日付統令第549/77号 | 新たな組織機構の社会保障分野の設置を意図して漸進的な具体化が図られた。翌年、若干の変更 | | |
| 1978年-7月27日付法律第55/78号 | 社会保障の組織的な新たな仕組みを規定した。これは統合と分権化及び参加の原則に基づく | 地域組織機構「社会保障地域センター」は法人格を与えられ当該管轄区に応じた当部門の機構、業務、制度を統合。参加機構は中央水準のコンセーリョ (自治体単位-Conselho da Segurança Social) と地域水準のコンセーリョ (地方単位-Conselho Regionais de Segurança Social) を設定 | 1978年-民法の改訂に伴い、夫婦は婚姻に関して平等の意志決定権が与えられ、互いの同意なしに職業の従事、活動の自由が与えられた。 |
| | | | 1979年-9月20日付統令第392/79号は労働及び雇用における男女の平等を制定した。同年労働省所管の「労働及び雇用における平等のための委員会」が、同統令適応の促進を目的として設立された。同年女性初の首相が任命された。 |
| | | | 1981年-新国籍法が公布され、两性の個人及び嫡出・非嫡出子両者に関する平等が定められた。父親及び母親は子どもの国籍に関しては同等の方法で影響力をもつ。 |
| | | | 1982年-「中絶及び避妊の権利」に関する国民キャンペーン |
| 1983年-3月21日付統令第136/83号 | 社会保障地域センターは、「地域水準において、社会保障給付、及び法律並びに規則に定められた社会行動の模範の継続を保障する目的をもつ社会保障制度」として定義 | | 1983年-以下に関する罰則の重要な変更及び改良が導入された。 ・夫婦間または未成年者或いは部下に対する虐待。(第153条) ・未成年者に関する盗み(第196条) ・家族に対する物資援助の不履行(第197条) ・非嫡出子に対する物資援助の不履行(第198条) ・危機的状況にある配偶者または子どもの放置(第199条) |
| 社会保険地域センター機構に関する法律が承認 | | | |

| 年度 | 社会保障の歴史の変遷 | 諸規定 | 労働・女性・子どもに関する法的規制の変遷 |
|---|--|--|---|
| 1984年-8月14日付法律第28/84号 社会保障の枠組みについての法律 | 現行の法律は、憲法で規定された社会保障システム、及び社会保障制度により遂行された社会行動、同制度の非営利の類似目的をもつ民間の指導監督権の基盤を提示（第1条） | <p>社会保障システムの目的は以下のように規定</p> <ul style="list-style-type: none"> * 労働能力の欠如または不足、不測の失業、及び死亡などの状態にある労働者及びその家族を社会的に保障し、家族の報酬を保障すること。 * 生存手段の欠如または不足の状態にある個人を社会的に保障すること（第2条）。 <p>{Legislação} Lei nº 4/84, de 5 de Abril, com a redação dada pelas</p> | <p>1983年の続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売春には罰則が適応されないが、それを誘発するまたは便宜を与えるもの、あるいは売春による非道徳的な利益を搾取するものは罰せられる（第215条）。 ・ 売春の国際間取引に関与するものも罰せられる（第214条）。 <p>1984年-性教育及び家族計画、父親 (paternidade) 及び母親 (maternidade) の保護及び中絶（法律第6/84号）である。</p> |
| 1986年 EC加盟 | | <p>{Legislação} Decreto-Lei 154/88, de 29 de Abril, com a redação dada pelos</p> | <p>1987年-7月7日付軍役法は、すべてのポルトガル市民の軍役義務を定めたが、女性市民は自発的な意思による場合を除いてこの義務を免れるとした。</p> |
| 1993年-7月23日付統令第260/93号 | この法令は、社会保障システムの地方分権業務の再構築の遂行を目的としたもので、国家の社会経済的現実の進展に最も適した新しい機構形態を受け入れようとしたもの | <p>Norte 社会保障地域センター Centro 社会保障地域センター Lisboa - Vale do Tejo 社会保障地域センター Alentejo 社会保障地域センター Algarve 社会保障地域センター</p> <p>{Legislação} □Lei nº 17/95, de 9 de Junho □Decreto-Lei nº333/95, de 23 de Dezembro</p> | <p>1992年-政府はILO国際協定第89項（1948年）の破棄を宣言し、工業部門の夜間延長労働は妊娠期間以外の女性に許されるものとした。</p> |
| 1996年-6月29日付法律第19-A/96号 1996年最低賃金保証制度打ち出し | 受給者非負担給付規定及び社会参入プログラムとしての最低賃金保証の創設 | | <p>1995年-刑法が改訂された。未成年者、障害者または配偶者に対する虐待、（第152条）同じく強姦（第164条）及び強制売春（第170条）に関して。 同年出産に関わる父親と母親の保護は、90日間の産休許可を98日へ延長。</p> |
| 1997年-5月30日付統令第133-B/97号 社会保障一般規定及び公職分野社会保障規定における家族手当支給に関する法的規定を変更 | この新たな規定の導入による明確な区別化は、最も多数を占める貧困家族に対して二重の給付の便宜を与えるものであり、更に、第3子以降に対し家族手当の価額の50%を増額するもの | <p>{Legislação} □Lei nº 102/97, de 13 de Setembro</p> | <p>1997年-中絶が法的に認められる期間が延長。</p> |
| 同年-5月30日付統令第133-C/97号 | 受給者非負担規定の家族給付の法的規定と、社会保障一般規定の同種給付において導入された変更事項とを調和 | | |